

重度障害者が働くことができるよう  
通勤や職場における介護制度の確立を求める意見書

本年6月6日に参議院厚生労働委員会での「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の可決に当たり、附帯決議として「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」という意見が盛り込まれた。

厚生労働省ではこの附帯決議を踏まえ、障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを立ち上げ、議論を始めている。また、先の参議院選挙で、2人の重度障害者が当選されたことによって、障害者の経済活動と介護のあり方が大きく注目されるようになった。

さらに、20の政令市と東京都で構成している「二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議」においても、国に対する今年度の新規要望として「外出支援サービスの通勤時への利用拡大」と「就労中における重度訪問介護の利用」を盛り込んだ。

よって国においては、重度障害者の働く権利を保障し、誰もが社会参加できる、活躍できる社会の実現のために、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 重度障害者は、障害者総合支援法に基づき日常生活において、長時間連続の重度訪問介護サービスを受けられるが、通勤及び就労のための介助は対象外とされ、就労先や個人の負担となっているので、これらも重度訪問介護サービスの対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

富 士 市 議 会